令和3年度(令和2年度実施事業分)事務事業評価各課総括表・2次評価表

2次評価者

建設部土木課

建設部長 大山 仁志

| 整理No. | 事務事業名 | 3か 年実 | 事業の評価・課題 | | 今後の事業の方向性 | | |
|--------|-----------------------|----------|----------|---|-----------|---|--|
| 正生110 | 学 协学术位 | 施計 画 | 自己 評価 | 評価内容 | 方向性 | 内容 | |
| 23-002 | 土木管理事務 | なし | O | 道路管理瑕疵事故の発生を防ぐため、月ごとに重点項目を定めた定期的な道路パトロールを行うことで、危険所や不具合の早期発見に努めた。道路管理瑕疵事故ゼロの目標は達成できなかったが、平成20~29年度の生件数が平均4.2件であったのに和り、近年は、平成30年度2件、令和2年度1件にとどまり、近年は、中成30年度1件にとどまり、一個では、中度2件、令和2年度1件にとどが上したがで見直しを行っていくことがまして見直しを行っていくことが重要である。また、すぐやる隊により、道水路の危険箇所の応急処置や草刈りを始めとするとができた。 | 統廃 | 管理瑕疵事故の要因となる可能性の高い未承認で行われる不適格な道路施設の工事を防止するため、市報等による周知や、建築・農地転用時等の機会に適切な指導を行っていく。また、引き続き、道路管理瑕疵事故の未然防止および道水路の適切な管理のため、道路パトロールを徹底すると共に、危険箇所や住民要望への対応の迅速化を図る。なお、令和3年度からは、目標が類似する道路維持修繕事業(維持修繕・改修)と統合を図る。 | |
| 23-006 | 道路環境美化事業 (防草対策) | あり | В | 市内一円の道路用地の定期的な樹木 等管理委託4件と3箇所の防草対策を 行い、快適な住環境の創出と安全性 の確保を図ることができた。防草対策 が完了した箇所の経過を観察し、草の 繁茂が再発しないよう端部箇所などの メンテナンスにより、防草効果を継続さ せる必要がある。 | 改善推進 | 引き続き、市内一円の除草等を定期 的に実施するとともに、新たに除草箇 所が確認された場合は、防草対策の 可否を判断し、計画的に実施する。 | |
| 23-007 | 道路維持修繕事業 (維持修繕・改修) | あり | В | 道路パトロールや住民要望を踏まえ、計画的に実施した10路線に加え、通行に支障となる危険箇所などの4路線の道路改修工事を実施し、安全な生活道路を維持することができた。引き続き、道路パトロールにより、危険箇所を早期発見し、特に緊急を要する危険箇所については、迅速な応急措置を徹底して行い、事故等の原因となるリスクを軽減する必要がある。 | 改善推進 | 定期的な道路パトロールにより危険箇所を早期発見し、修繕、改修に努めることで、安心して利用できる生活道路を維持する。また、住民要望やマイレポ等については早期に現場確認を行い、緊急性や必要性を踏まえて修繕、改修を実施する。 | |
| 23-008 | 通学路安全対策事 業 | あり | В | 法定通学路6路線の整備を実施し、全ての法定通学路の安全対策を完了した。 また、大津市の交通事故を受け、令和元年度に未就学児の通園路の緊急点検を実施し、令和2年度に危険箇所の安全対策を実施した。 今後は、学校指定通学路の安全対策を実施するとともに、路肩のカラー塗装や区画線など路面標示の引き直しを適切に行い、安全性を継続していく必要がある。 | 改善推進 | 令和3年度から新たに小学校が指定する通学路の整備に着手し、児童の安全な歩行空間を確保する。 | |
| 23-009 | 生見高根線道路改 良事業 | あり | С | 道路詳細設計の修正及び国の補助金の減額により、事業内容の見直しを行った結果、道路用地3筆の取得と4筆の買戻し、2件の物件補償を実施した。令和4年度末の供用開始に向け、地権者との交渉を円滑に行い、計画的に用地取得及び物件補償を進める必要がある。 | 改善推進 | 令和3年度は、全ての道路用地の取得と未整備区間L=140mのうちL=30mの道路改良工事を実施し、令和4年度には、残りのL=110mの道路改良工事を完了させ、令和4年度末に供用を開始する。 | |

| 整理No. | 理No. 事務事業名 年度 | | 事業の評価・課題 | | | 今後の事業の方向性 | | |
|------------|-----------------------|-----|----------|--|----------|--|--|--|
| TE -Z 110. | テルナネロ | 施計画 | 自己 評価 | 評価内容 | 方向性 | 内容 | | |
| 23-010 | 新半田病院アクセス 道路改良事業 | あり | В | 阿久比町道のアクセス道路整備に係る整備費の負担については、阿久比町と覚書を締結し、路線測量及び名鉄軌道下の現況調査を実施した。アクセス道路に架かる「島田橋」の耐震対策及び名鉄軌道下の整備について、関係機関との協議を進め方針を決定する必要がある。新半田病院周辺道路については、測量設計及び境界確定測量を実施し、新半田病院に隣接する市道横山1号線を警察協議に諮ることができた。 | 改善推進 | 新半田病院周辺道路における警察協議の未実施箇所の協議を実施し、用地買収を進めるとともに、阿久比町道のアクセス道路においては、関係機関との協議を進め、令和7年の新半田病院の開院に向けて両道路の道路改良工事を完了させる。 | | |
| 23-011 | 道路舗装事業(維持 修繕·改修) | あり | В | 修繕計画に基づいた舗装修繕5路線と住民からの舗装新設要望2路線に加え、住民通報により発覚した緊急性の高い1箇所の修繕を実施し、道路通行の安全性を向上することができた。舗装の劣化状況については、通行量などの利用状況により、進行度合が異なるため、定期的な修繕路線の見直しが必要となる。 | 改善推進 | 過年度に実施した路面状況調査や道路パトロールなどで把握した劣化状況を反映させた修繕計画の見直しを図るとともに、予防保全の観点から緊急性や必要性を踏まえ計画的に修繕、改修を進めていく。 | | |
| 23-012 | 橋梁維持修繕事業 (維持修繕·改修) | あり | В | 修繕計画に基づく、48橋の修繕を実施し、適切な維持管理を行うことができた。また、33橋の定期点検を実施し、そのうち、簡易的な構造の8橋については、職員が目視点検を行い点検費用のコスト縮減を図ることができた。 | 現状維持 | 引き続き、予防保全の観点から定期 点検を実施し、発見された異常箇所の 修繕、改修を計画的に進めていく。 また、職員の目視点検や道路パトロー ルにより、異常箇所の早期発見と点検 費用のコスト縮減に努める。 | | |
| 23-015 | 水路環境美化事業 (防草対策) | あり | В | 市内一円の水路用地について、定期 的な樹木等管理委託4件と4箇所の防 草対策を行い、快適な住環境の創出 と安全性の確保を図ることができた。 防草対策が完了した箇所の経過を観 察し、草の繁茂が再発しないよう端部 箇所などのメンテナンスにより、防草 効果を継続させる必要がある。 | 改善推進 | 引き続き、市内一円の除草等を定期 的に実施するとともに、新たに除草が 必要な箇所が確認された場合は、防 草対策の可否を判断し、計画的に実 施する。 | | |
| 23-016 | 用悪水路改修事業 (維持修繕·改修) | あり | | 道路パトロールや住民要望を踏まえ、計画的に実施した4箇所に加え、住民通報により発覚した安全対策が必要な1箇所の水路改修工事や破損した水路の修繕を実施し、排水機能を確保することができた。引き続き、危険箇所等の早期発見に努め、計画的に修繕、改修を実施する必要がある。 | 改善推進 | 用悪水路の適切な維持管理及び機能確保のため、住民要望や道路パトロールなどにより、危険箇所を早期発見し、緊急性及び必要性を踏まえ、計画的に修繕、改修を進めていく。 | | |
| 23-017 | 浜池堤体改修事業 | あり | | ため池堤体の改修工事を完了させ、 堤体の安全性を確保することができ た。 今後は、ため池の水位調整を適切に 行い、浸水被害等の災害リスクの軽減 に努める。 | 終了 | | | |
| 23-019 | 洪水調整機能改良 事業(ため池) | あり | В | 貯留能力の強化と下流の河川や水路への流出抑制を目的として、ため池洪水調整施設8箇所の改良工事を実施し、ゲリラ豪雨などの短時間の豪雨に対する浸水被害の軽減を図ることができた。洪水調整施設の改良を行う際には、地元関係者や利水管理者などと施工方法及び時期を調整する必要がある。 | 改善 推進 | 令和3年度に、28箇所のため池の洪水調整機能改良対策を実施し、事業を完了させる。完了後は、ゲリラ豪雨などへの事前対応として、ため池の貯留能力を踏まえ迅速かつ適切な水位調整に努め、浸水被害の軽減を図る。 | | |

| 整理No. | 事務事業名 | 3か 年実 施計 画 | 事業の評価・課題 | | | 今後の事業の方向性 | | |
|--------|--------|---------------------|----------|---|------|--|--|--|
| | | | 自己 評価 | 評価内容 | 方向性 | 内容 | | |
| 23-023 | 地籍調査事業 | あり | В | 地籍調査票及び調査図素図の成果品について、名寄簿をより見やすく作成する等の改善点はあったが、前調査区での反省点を踏まえながら、令和3年度に行う現地立会に向け、精度の高い成果品を作成することができた。 | 現状維持 | 荒古町地区のE2工程を行うにあたり、東洋地区における地籍調査の反省点を踏まえつつ、事務の効率化を図り、着実に工程を進めていく必要がある。 | | |

| 整理No. | 事務事業名 | 3か 年実 | 事業の評価・課題 | | | 今後の事業の方向性 | |
|-------|-------|----------|----------|------|-----|-----------|--|
| | | 施計画 | 自己評価 | 評価内容 | 方向性 | 内容 | |

課等長

1次評価(令和2年度の総括評価)

土木管理事務では、道路管理瑕疵事故発生ゼロを目標として、月ごとに重点項目を定めた定期的な道路パトロールを 行うことで、危険箇所や不具合の早期発見に努めたが、1件の管理瑕疵事故が発生した。原因を踏まえた対策が必要 である。

|道路環境美化事業は、定期的な樹木等管理委託4件と防草対策3箇所を実施し、除草箇所の縮減と住環境の快適性を 向上することができた。また、防草対策後の経過を観察し、端部等のメンテナンスを適切に行うこと。

道路維持修繕事業は、計画的な10路線の道路維持改修工事を始め、通行に支障となる危険箇所などの修繕、改修を 実施し、健全な生活道路の維持と安全性を向上することができた。住民要望等については、引き続き緊急性や必要性を 踏まえ早期対応に努めること。

通学路安全対策事業は、法定通学路6路線の整備を実施し、全ての法定通学路の安全対策を完了することができた。 生見高根線道路改良事業は、道路修正設計の実施と7筆の用地取得及び2件の物件補償を行い事業の進捗を図るこ とができた。

新半田病院アクセス道路改良事業のうち、阿久比町道の整備については、阿久比町と整備費用の負担に係る覚書を締 結し、路線測量及び名鉄軌道下の現況測量を実施した。引き続き、関係機関との協議を進め「島田橋」の耐震対策等に ついて、方針を決める必要がある。

|道路舗装事業は、修繕計画に基づく5路線の舗装修繕を始め、住民通報や道路パトロール等で発覚した危険箇所の修 |繕を実施し、道路通行の安全性を確保することができた。舗装の劣化については、交通量や利用状況により異なるた В め、定期的に修繕計画を見直す必要がある。

橋梁維持修繕事業は、修繕計画に基づき、48橋の修繕を実施し、適切な維持管理を行うことができた。また、33橋の定 期点検を実施し、そのうち、簡易的な構造8橋については、職員による点検を行いコスト縮減を図ることができた。

水路環境美化事業は、定期的な樹木等管理委託4件と防草対策4箇所を実施し、除草箇所の縮減と住環境の快適性を 向上することができた。また、防草対策後の経過を観察し、端部等のメンテナンスを適切に行う必要がある。

用悪水路改修事業は、計画的に実施した4箇所の水路改修工事を始め、住民通報や道路パトロール等で発覚した危険 箇所の修繕、改修を行い排水機能を確保することができた。

|浜池堤体改修事業は、ため池堤体の改修工事を完了させ、安全性を向上することができた。今後は、水位調整を適切 |に行い、浸水被害の軽減に努める。

|洪水調整機能改良事業は、洪水調整施設8箇所の改良を実施し、ゲリラ豪雨などの短時間の豪雨に対する浸水被害の 軽減を図ることができた。洪水調整施設の改良を行う際は、地元関係者や利水管理者などと施工方法及び時期を調整 すること。

|地籍調査事業は、令和3年度に行う現地立会に向け、精度の高い地籍調査票及び調査図素図を作成することができ

部等長 2次評価(令和2年度の総括評価並びに今後の方針及び指示事項)

土木管理事務は、過去の道路管理瑕疵事故の発生原因を踏まえ、今後も道路パトロールおよび予防的な修繕を実施 することにより、道路・水路等の管理瑕疵事故ゼロを目指すこと。また、建築・農地転用時等の機会を捉えた適切な指導 を強化するとともに、管理瑕疵事故の要因となる可能性の高い未承認で行われる不適格な道路施設の工事を防止する ため、市報等で市民への周知を図ること。

道路環境美化事業は、引き続き、定期的な樹木等管理委託と防草対策を実施し、除草箇所の縮減と住環境の快適性を 向上させること。また、防草対策後の経過を観察し、適切なメンテナンスを行い防草効果を継続させること。

道路維持修繕事業は、住民要望やマイレポについて、引き続き緊急性や必要性を踏まえ早期対応に努めること。また、 計画的に修繕、改修を実施し、健全な生活道路の維持と安全性を向上させること。

通学路安全対策事業は、法定通学路の整備を完了したが、今後は、学校指定の通学路を計画的に整備すること。通学 路点検などにより、発覚した危険箇所は、早急に安全対策を実施すること。

生見高根線道路改良事業は、令和4年度末の供用を目指し、用地の取得及び物件補償について、地権者との交渉を円 滑に進めること。

|新半田病院アクセス道路改良事業のうち、阿久比町道の整備については、阿久比町との協議を進め「島田橋」の耐震 対策や名鉄軌道下整備について、方針を決めること。

道路舗装事業は、道路の利用状況等により、劣化度合が異なることから、路面調査や道路パトロールの結果を踏まえ、 定期的に修繕計画を見直し予防保全に努めること。

橋梁維持修繕事業は、引き続き予防保全の観点から定期点検を実施し、発見された異常箇所の修繕及び改修を計画 的に進めて行くこと。

水路環境美化事業は、引き続き、定期的な樹木等管理委託と防草対策を実施し、除草箇所の縮減と住環境の快適性を |向上させること。また、防草対策後の経過を観察し、適切なメンテナンスを行い防草効果を継続させること。

用悪水路改修事業は、住民通報や道路パトロール等で発覚した危険箇所の修繕、改修を早急に行い排水機能を確保 するとともに浸水被害の軽減に努めること。

|浜池堤体改修事業は、今後、水位調整を適切に行い、浸水被害の軽減に努めること

洪水調整機能改良事業は、引き続きゲリラ豪雨などの短時間の豪雨に対する浸水被害の軽減に努めること。

地籍調査事業は、年度毎の工程管理を適切に行い、着実に事業を進めること。